

東京都食品衛生関係許可手数料

令和3年6月1日から令和4年3月31日まで適用
食品衛生法に基づく営業許可申請手数料

件名	手数料	既存の事業者が新制度へ移行する際の手数料（注） （下欄の業種名は改正前の名称）	件名	手数料	既存の事業者が新制度へ移行する際の手数料（注） （下欄の業種名は改正前の名称）
飲食店営業	新規	18,300	氷雪製造業	新規	25,200
	更新	8,900		更新	16,000
飲食店営業（移動又は臨時）	新規	6,500	液卵製造業	新規	13,200
	更新	4,500		更新	7,800
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	新規	7,200	食用油脂製造業	新規	25,200
	更新	5,100		更新	16,000
食肉販売業	新規	15,800	みそ又はしょうゆ製造業	新規	21,600
	更新	8,200		更新	14,000
魚介類販売業	新規	15,800	酒類製造業	新規	21,600
	更新	8,200		更新	14,000
魚介類競り売り営業	新規	25,200	豆腐製造業	新規	21,600
	更新	16,000		更新	14,000
集乳業	新規	15,800	納豆製造業	新規	21,600
	更新	8,200		更新	14,000
乳処理業	新規	25,200	麺類製造業	新規	21,600
	更新	16,000		更新	14,000
特別牛乳搾取処理業	新規	25,200	そうざい製造業	新規	25,200
	更新	16,000		更新	16,000
食肉処理業	新規	25,200	複合型そうざい製造業	新規	35,200
	更新	16,000		更新	23,300
食品の放射線照射業	新規	25,200	冷凍食品製造業	新規	25,200
	更新	16,000		更新	16,000
菓子製造業	新規	21,600	複合型冷凍食品製造業	新規	35,200
	更新	14,000		更新	23,300
アイスクリーム類製造業	新規	21,600	漬物製造業	新規	13,200
	更新	14,000		更新	7,800
乳製品製造業	新規	25,200	密封包装食品製造業	新規	21,600
	更新	16,000		更新	14,000
清涼飲料水製造業	新規	25,200	食品の小分け業	新規	21,600
	更新	16,000		更新	14,000
食肉製品製造業	新規	25,200	添加物製造業	新規	25,200
	更新	16,000		更新	16,000
水産製品製造業	新規	21,600			
	更新	14,000			

（注）改正前の食品衛生法又は廃止前の食品製造業等取締条例に基づく営業許可を受けた事業者が当該許可に係る営業を継続するために行う申請が対象。手続き上「新規」として取り扱う。